



第13期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年9月26日（金曜日）午前10時

※午前9時30分よりログインいただける予定です。

開催方法

バーチャルオンリー株主総会といたします。

下記のウェブサイトへアクセスいただき、4頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご確認のうえ、ご出席ください。

株主総会ウェブサイト

(<https://web.sharely.app/login/freee-13>)

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案

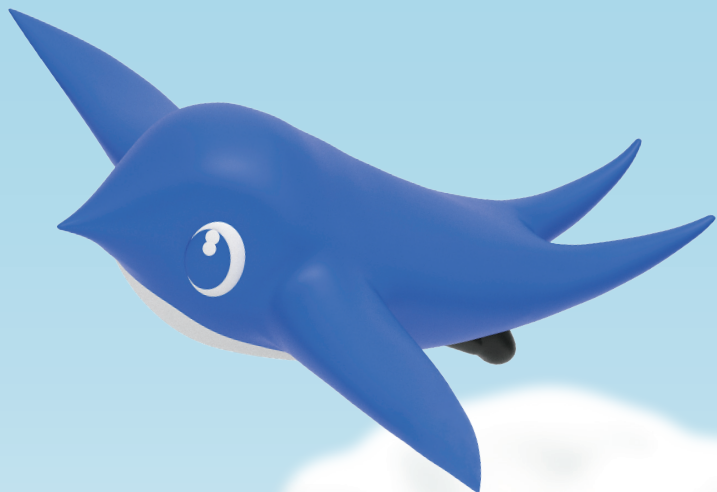
監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬改定の件

第4号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬改定の件



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末から招集ご通知がご覧いただけます
<https://s.srdb.jp/4478/>



フリー株式会社
Code:4478

株主の皆さまへ

株主の皆様には、平素よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、日本で唯一のスモールビジネス向け「統合型経営プラットフォーム」を提供することで、だれもが自由に経営できる社会を目指しています。

当連結会計年度において、当社のサービスは 60 万以上のお客さまにご愛顧いただけるようになり、ARR（Annual Recurring Revenue）は 340 億円を突破、従業員数もグループで 1,900 名を超えるまでに成長し、創業後初の黒字化も達成することができました。

また、「free 会計」や「free 人事労務」をはじめとするサービスの進化に注力するとともに、2024 年に発表したスモールビジネス経営における 3 つの分断を解決するための「統合 flow」の価値をより多くのお客様にお届けするべく取り組んでまいりました。

おかげさまで、当社のサービスにより業務、コミュニケーション、データの分断が解消されたとお声も頂戴しております。

そして、2025 年 5 月 14 日に開催した経営とバックオフィスをつなぐ祭典「free TOGO World 2025」では、この「統合 flow」に「AI」を融合させる取り組みを発表しました。

この取り組みにより、当社のサービスが単なるバックオフィス業務の効率化を超え、free プロダクトに蓄積してきた豊富なデータと幅広い業務領域を備えた経営のパートナーとなり、スモールビジネスの経営と組織をさらに進化させます。

今後も「統合 flow」のもとスピード感をもってプロダクト開発を進めるとともに、2026 年 6 月期からの中長期成長戦略においては、顧客基盤の拡大により free プロダクトを広く市場に浸透させることで、スモールビジネス経営のデファクトスタンダードとなることを目指してまいります。

株主の皆さまには引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



フリー株式会社 代表取締役 CEO

佐々木 大輔

MISSION

スモールビジネスを、世界の主役に。

VISION

だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。

統合flow

統合型 ERP 開発を通じて蓄積してきた技術的基盤を、
「統合flow」としてフレームワーク化。

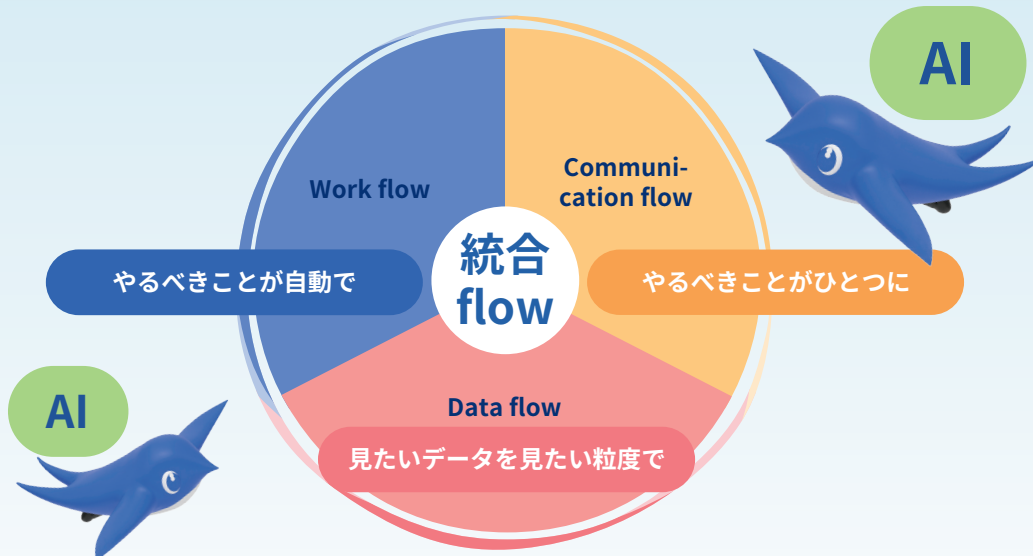


業務、コミュニケーション、データの3つの分断を
解決し、経営全体をシンプルにする統合flow。
ユーザーにもその価値が届け始めています。

\ユーザーインタビューの
動画はこちら/



統合flow × AIで バックオフィスの効率化、そして経営のパートナーへ



証券コード 4478
2025年9月8日
(電子提供措置の開始日 2025年9月4日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フ リ ー 株 式 会 社
代表取締役CEO 佐々木 大輔

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は当社定款の定めに基づき、インターネット上のみでの開催とする場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）といたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>

また、上記のほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（4478）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日バーチャルオンリー株主総会にご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するよう、議決権行使書用紙に賛否をご記入いただきご返送くださるか、又は、インターネット等により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 開催日時 2025年9月26日（金曜日）午前10時
※通信障害等の発生により、バーチャルオンリー株主総会を上記日時に開会することが困難な場合は予備日である2025年9月29日（月曜日）午前10時より開催いたします。
※いずれも午前9時30分よりログインいただける予定です。
※当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）で、2025年9月26日（金曜日）午前11時までにお知らせします。
2. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会とします。下記のウェブサイトにアクセスいただき、4頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご確認のうえ、ご出席ください。
株主総会ウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/freee-13>）
3. 目的事項
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第13期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第13期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| | 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| | 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬改定の件 |
| | 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬改定の件 |

以 上

~~~~~

◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2025年9月29日（月曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）でお知らせいたします。

◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。

◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会に関するご案内」をご参照ください。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類は、当該書面のほか、各ウェブサイトに掲載している下記の事項となります。

●事業報告

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

対処すべき課題

財産及び損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

●計算書類

●監査報告

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、当社ウェブサイト（<https://corp.freee.co.jp/ir/stock/>）に掲載させていただきます。

## バーチャルオンリー株主総会に関するご案内

本総会は、『バーチャルオンリー株主総会』です。株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、以下をご確認のうえ、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 当日のご出席方法

#### (1) 開催日時：2025年9月26日（金曜日）午前10時

※通信障害等が発生した場合には、予備日である2025年9月29日（月曜日）午前10時より、本総会を開催いたします。

※いずれも午前9時30分よりログインいただける予定です。

#### (2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/freee-13>



①上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主様の株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「株主様の郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。

※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照いただけます。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

#### (3) 当日質問の方法

- ・ログイン後、視聴画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開会されたら入力可能となります。
- ・お一人様3問、1問につき150文字までとさせていただきます。

#### (4) 動議の提出方法

ログイン後、視聴画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、動議の内容をご入力いただき、ご送信ください。

### (5) 議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネットによる事前の議決権行使を行った株主様が当日出席された場合
  - ①当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
  - ②当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

## 2. 事前質問の方法

アクセス先URL

接続先： [https://web.sharely.app/e/freee-13/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/freee-13/pre_question)



以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「1. (2) アクセス方法」にしたがってログインし、事前質問受付サイトより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2025年9月5日（金曜日）0:00～2025年9月19日（金曜日）23:59

※お一人様3問、1問につき150文字までとさせていただきます。

## 3. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、本総会にご出席いただけます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（いわゆる委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「各種お問い合わせ先」の該当の窓口まで、余裕をもってお問い合わせください。

＜代理人に関する書類の提出先＞

〒141-0032 東京都品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー 21階  
フリー株式会社 経営法務部 株主総会担当者宛

＜ご提出期限＞

2025年9月25日（木曜日）午後6時30分 必着

以 上

### 質問の取扱い方針

- 可能な限り多くの質問にご回答するよう努めさせていただきますが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全ての質問にご回答することが難しい場合には、本株主総会の目的事項に関連しない質問を除き、原則として全ての質問及びそれらに対するご回答を後日当社ウェブサイトに掲載いたします。
- 未公開の重要事実に関する質問、個人のプライバシーに関する質問、誹謗中傷を含む質問等その他の会社法第314条ただし書および会社法施行規則第71条に該当する質問にはお答えできかねます。

#### 各種お問い合わせ先

| お問い合わせ内容                                            | 窓口                            | ご連絡先                                                       |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 当日のログイン等に関するお問い合わせ                                  | Sharely株式会社<br>フリー株式会社株主総会担当者 | 03-6683-7661<br>受付時間<br>2025年9月26日（金曜日）<br>9:00～株主総会終結の時まで |
| その他株主総会全般に関するお問い合わせ<br>(代理人による出席方法含む)               | フリー株式会社<br>株主総会担当者            | freee-sokai@freee.co.jp                                    |
| ＜障害をお持ちの株主様＞<br>障害等の理由により株主総会に関連してお困りごとがある場合のお問い合わせ | フリー株式会社<br>合理的配慮委員会           | disability-support@freee.co.jp                             |

#### 注意事項

- 通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、事前に書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- 視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- オンライン配信では、AI音声認識による字幕表示をご選択いただけます。リアルタイムで入力する字幕のため、実際の音声よりも表示が遅れることに加えて正確に表現しきれない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の模様を撮影することはお控えください。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

## インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### QRコードを読み取る方法



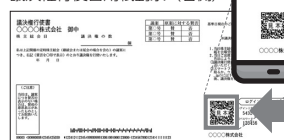
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、  
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1

#### QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、  
同封の議決権行使書用紙副票（右側）に  
記載の「ログイン用QRコード」を読み取る  
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書用紙副票（右側）



「ログイン用QRコード」は  
こちら

2

#### 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の  
選択画面が表示されるので、  
議決権行使方法を選ぶ

3

#### 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって  
各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

## 議決権行使期限

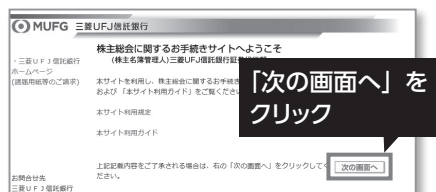
2025年9月25日(木曜日)午後6時30分まで

### ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使ウェブサイトへアクセスする



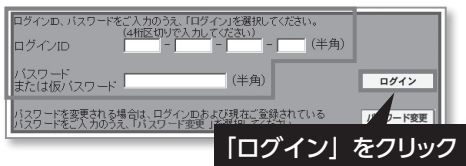
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2

お手元の議決権行使書用紙の  
副票（右側）に記載された「ログインID」  
及び「仮パスワード」を入力



### 議決権行使に関するよくあるご質問

- Q** 書面とインターネット等の両方で  
議決権行使をした場合どちらが有効ですか？
- A** インターネット等による議決権行使の内容を  
有効として取扱わせていただきます。
- Q** インターネット等により複数回にわたり  
議決権を行使した場合、全て有効ですか？
- A** 複数回にわたり議決権を行使された場合は、  
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

**0120-173-027**

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。） 3 名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役 3 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 |                                      | 再 任         | 男 性         |
|-------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 1     | さ さ き だい すけ<br>佐々木 大輔（1980年 9 月18日生） | ■所有する当社の株式数 | 10,964,058株 |
|       |                                      | ■取締役会出席状況   | 13回中13回     |

#### ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                          |           |                     |
|-----------|--------------------------|-----------|---------------------|
| 2004年 4 月 | (株)博報堂入社                 | 2012年 7 月 | 当社設立 代表取締役CEO（現任）   |
| 2006年 7 月 | CLSAキャピタルパートナーズジャパン(株)入社 | 2018年10月  | フリーファイナンスラボ(株) 取締役  |
| 2007年 5 月 | (株)ALBERT入社              | 2020年 4 月 | 国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員 |
| 2008年 5 月 | グーグル(株)（現 グーグル合同会社）入社    | 2021年 4 月 | フリーサイン(株) 取締役       |
|           |                          | (重要な兼職)   | なし                  |

#### ■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

佐々木大輔氏は、2012年の当社設立以来、当社の代表取締役として経営の指揮を執り、当社の持続的成長に貢献しました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループの企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

| 候補者番号 |                                 | 再 任         | 男 性        |
|-------|---------------------------------|-------------|------------|
| 2     | よこ じ りゅう<br>横路 隆（1984年 8 月24日生） | ■所有する当社の株式数 | 2,052,058株 |
|       |                                 | ■取締役会出席状況   | 13回中13回    |

#### ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                        |           |              |
|-----------|------------------------|-----------|--------------|
| 2010年 4 月 | ソニー(株)（現 ソニーグループ(株)）入社 | 2021年 9 月 | 当社取締役CTO（現任） |
| 2012年 7 月 | 当社設立 取締役               |           |              |
| 2015年 9 月 | 当社執行役員CTO              | (重要な兼職)   | なし           |

#### ■取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

横路隆氏は、2012年の当社設立以来、共同創業者としてプロダクト開発を牽引し、当社の持続的成長に貢献しました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|           |                                                             |           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 1995年 5 月 | Navteq 入社                                                   | 2018年 9 月 | (株)Paidy 社外取締役                                        |
| 2003年 1 月 | eBay, Inc. (PayPal, Inc.) 投資買収本部ビジネスオペレーション部長 兼 国際展開プロダクト部長 | 2021年 3 月 | Quicken Inc. 統合金融サービス本部長                              |
| 2007年11月  | Intuit, Inc. ペイメント本部開発部長                                    | 2021年 9 月 | 当社社外取締役 (現任)                                          |
| 2015年 1 月 | Capital One, Inc. コンシューマ資金移動本部長、スモールビジネス新規プロダクト開発本部長        | 2023年 6 月 | OPN Holdings Co.,Ltd.<br>Chief Transformation Officer |
| 2018年 6 月 | ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株) プロダクト&ソリューション日本本部長                       | 2024年 5 月 | Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー (現任)        |
|           |                                                             | 2024年 5 月 | Kueski Inc. 取締役顧問                                     |
|           |                                                             | 2025年 2 月 | 同社 社外取締役 (現任)                                         |

## (重要な兼職)

Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー  
Kueski Inc. 社外取締役

## ■社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

ユミ ホサカ クラーク氏は、海外フィンテック企業の実務を歴任しており、伝統的な金融ネットワークと最新のアプリをつなぐ開発や開発後のスケールアップについて、豊富な経験を有しております。また、スモールビジネスセグメントに対するビジネス経験や、投資・企業買収に関する経験も豊富であり、取締役会においては積極的に当社プロダクトやビジネス、投資等に関する幅広い助言等を行っております。引き続き、客観的かつグローバルな視点での当社経営に対する適切な助言を期待し、同氏は社外取締役候補者となりました。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ユミ ホサカ クラーク氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出しており、本議案が承認可決された場合、届出を継続する予定であります。
3. 当社はユミ ホサカ クラーク氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
5. ユミ ホサカ クラーク氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1

あま こ  
天児

とも み  
友美

(1988年1月14日生)

新任

社外

独立

常勤

女性

■所有する当社の株式数

0株

### ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年2月 有限責任監査法人トーマツ 入所  
2015年2月 プライスウォーターハウスクーパース(株) (現  
PwCアドバイザリー合同会社) 入社

2020年9月 (株)AViC 常勤社外監査役  
2021年12月 同社 社外取締役 (常勤監査等委員)

(重要な兼職)  
なし

### ■監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

天児友美氏は、公認会計士の資格を有しており、また、監査法人等での勤務経験から財務・会計・内部統制・M&A等に関する深い知見を有しています。また、同氏は、事業会社における取締役常勤監査等委員としての経験も有しており、独立した客観的な立場から当社内の業務執行に対するモニタリングを行いながら、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としました。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

2 ひらの まさ お  
平野 正雄 (1955年8月3日生)

再任

社外

独立

非常勤

男性

■所有する当社の株式数

2,000株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日揮(株) (現 日揮ホールディングス(株)) 入社  
 1987年11月 McKinsey & Company Inc. 入社  
 1998年7月 同社ディレクター 日本支社長  
 2007年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー  
 マネージングディレクター 日本共同代表  
 2012年1月 (株)エム・アンド・アイ 代表取締役社長 (現任)  
 2012年4月 早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授  
 (現任)

2015年5月 デクセリアルズ(株) 社外取締役  
 2017年6月 (株)LITALICO 社外取締役  
 2019年3月 (株)ユーザベース 社外取締役  
 2019年3月 (株)プレイド 社外取締役  
 2023年9月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

### (重要な兼職)

(株)エム・アンド・アイ 代表取締役社長  
 早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授

## ■監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

平野正雄氏は、長年にわたる経営コンサルタントや大学（ビジネススクール）教授としての企業経営における深い知見を有しております。また、同氏は、事業会社、コンサルティング会社、投資ファンドにおける経営者としての豊富な経験を有しており、取締役会においては経営方針・事業計画、組織人材戦略、M&A案件等のアジェンダに対して建設的な問題提起、助言等を行っております。また、役員の報酬・指名委員会の委員長を務め、議論を主導しております。

引き続き独立した客観的な立場から、当社の経営に対する助言や実効性の高い監督、コーポレートガバナンスの強化等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。

候補者番号

3

とうご  
東後

すみと  
澄人

(1981年3月19日生)

新任

非常勤

男性

■所有する当社の株式数

795,393株

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年4月 McKinsey & Company Inc. Japan 入社  
2010年2月 グーグル(株) (現 グーグル合同会社) 入社  
2013年7月 当社 COO  
2013年9月 当社 取締役COO  
2018年7月 当社 取締役CFO

2020年3月 フリービズ(株) 代表取締役  
2020年4月 ウェルスナビ(株) 社外取締役  
2022年10月 当社 取締役CPO  
2025年1月 AstroX(株) CSO (現任)

(重要な兼職)

AstroX(株) CSO

## ■監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待する役割の概要

東後澄人氏は、2013年の就任以来当社の社内取締役として経営に関与し、CFO就任後は、当社の内部管理及び財務戦略、資本市場との対話を統括、また、IPOを先導し、当社の急成長に貢献しました。また、2022年10月のCPO就任以降は、当社のプロダクト戦略を統括・牽引し、社内の後継者育成にも注力しました。2024年9月の当社定時株主総会をもって、社内取締役を任期満了退任いたしました。その実績及び当社グループの事業領域・組織運営に関する深い経験及び知見を活かし、当社のさらなる企業価値向上の実現、また当社グループの業務執行から離れた客観的な立場からの適切な監督が期待できることから、同氏を新たに、監査等委員である非業務執行取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 天児友美氏及び平野正雄氏は社外取締役候補者であります。また、当社は平野正雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、天児友美氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社と平野正雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、天児友美氏及び東後澄人氏の選任が承認可決された場合は、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
5. 平野正雄氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(ご参考)

### 社外取締役の独立性に関する判断基準

フリー株式会社（以下「当社」という）は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同じ）が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者  
現在または過去10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員その他これに準じる者および使用人である者。
2. 当社グループの主要な取引先  
(1)過去3年間の事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループの支払額が1,000万円、または取引先の連結売上高の2%のいずれか高い額を超える企業等の業務執行者等。  
(2)取引先に対する当社グループの収益が1,000万円、または当社グループの連結売上高の2%のいずれか高い額を超える企業等の業務執行者等。
3. 当社グループの主要な借入先  
直前事業年度末における当社グループの当該金融機関からの借入金総額が連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者等。
4. 当社グループから多額の報酬を得る専門家  
(1)過去3年間のいずれかの事業年度で多額\*1の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家。  
(2)当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家。
5. 当社グループから多額の寄付を受けている団体の理事（業務執行に当たる者に限る）その他の業務執行者  
過去3年間の事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（団体の場合は所属する者）。
6. 当社の主要な株主又はその業務執行者  
直接又は間接に当社グループの10%以上の議決権を保有する企業等の業務執行者等。
7. 上記1から6に該当する者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等以内の親族。
8. 当社グループから取締役又は監査役を受け入れている企業の業務執行者。
9. 当社グループにおける社外役員としての在任期間が12年を超える者。

\*1「多額」とは、専門家が個人の場合には年間1,000万円超、団体の場合には当グループからの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い額とする。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬改定の件

#### 1. 提案の内容と理由

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）向けの報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度Ⅱ」という。）の導入、並びに対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、各制度につき年額6千万円以内、及び普通株式12,000株以内とする旨をご承認いただいております。また、2024年9月27日開催の第12期定時株主総会において、本制度Ⅱに係る算定方法の改定についてご承認いただいております。

今般、2021年の当該報酬枠の設定時から当社を取り巻く競争環境が変化していること、また、2025年6月期において、2022年6月期に開示した経営計画のとおり、当社の創業後初の黒字化を達成し、新たな成長戦略のフェーズに入ることを踏まえ、より柔軟な株式報酬の設計を可能にすることで、企業価値のさらなる持続的な向上を図り、株主の皆様とより一層の価値共有を図ることと併せて、業績目標等の達成のための強いインセンティブにすることを目的に、本制度Ⅰ及びⅡの報酬枠について見直しを行いました。つきましては、本制度Ⅰ及びⅡにより対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額、及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、それぞれ、年額1億円以内及び普通株式67,000株以内に変更することについてご承認をお願いしたいと存じます。

なお、本制度Ⅱについては、2026年までは、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会にて導入した制度及び2024年9月27日開催の第12期定時株主総会にて改定した制度が併存することになりますが、合計で、年額1億円以内及び普通株67,000株以内となるようにいたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は2名であり、本定時株主総会の第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は2名となります。

#### 2. 当該報酬制度を相当と判断する理由

当社は、2024年8月26日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針」を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、本議案は、報酬委員会に諮問し、同委員会の審議を踏まえ取締役会が決定したものであり、かつ改定後の決定方針の内容に沿ったものであることから、相当であると判断しております。本制度Ⅰ及びⅡにより、当社が対象取締役に対して交付する株式総数の上限は、合計年134,000株ですが、当該株式数の発行済株式

総数59,221,680株（2025年6月末現在）に占める割合は約0.23%であり、希釈化率は軽微であると考えております。

また、監査等委員会からも、審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

（ご参考）

当社の対象取締役向けの業績連動型株式報酬制度等に係る具体的な設計方針は以下のとおりとすることを予定しており、詳細は当社取締役会において決定します。

当社の業績連動型株式報酬制度等は、中長期的な成長戦略及び財務目標値達成への進捗状況と連動し、その達成のインセンティブとなるよう、以下の通り設計する予定です。

- ・単年の業績連動型株式報酬の支給条件となる評価指標は、当社の中長期成長戦略である「スモールビジネス経営のデファクトスタンダード」の実現に向けた進捗を測る社内指標の達成度とします。具体的には、ARR（年間経常収益）の増分及び顧客数の増分に関する社内目標値を評価指標とする予定です。

- ・また、今般2028年6月期の財務目標値をアップデートしたことに伴い、当該期の業績連動型株式報酬の支給条件については、ARR（年間経常収益）の増分及び顧客数の増分に関する社内指標の達成に加え、2025年8月13日に開示している財務目標値（Rule of 40の達成、2028年6月期 対前年比売上高成長率20%以上）の達成を条件として設定する予定です。

- ・さらに、今後の当社の役員報酬については、上記の財務目標値に対するより意欲的な目標値である、2028年6月期 対前年比売上高成長率25%の水準での達成を後押しするインセンティブとなるように設計していく方針です。

## 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬改定の件

### 1. 提案の内容及理由

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）向けの報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入、並びに対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、年額1千5百万円以内、及び普通株式3,000株以内とする旨をご承認いただいております。

今般、2021年の当該報酬枠の設定時から当社を取り巻く競争環境が変化していることを踏まえ、株主の皆様とのより一層の価値共有を図り、当社の企業価値の棄損の防止及び信用維持への適切なレベルでのインセンティブとすることを目的として、本制度の報酬枠について見直しを行いました。

つきましては、本制度により対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、年額2千万円以内、及び普通株式13,400株以内に変更することについてご承認をお願いしたいと存じます。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によることといたします。

現在の監査等委員である取締役は3名であり、本定時株主総会の第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

### 2. 当該報酬制度を相当と判断する理由

当社は、2024年8月26日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針」を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、本議案は、報酬委員会に諮問し、同委員会の審議を踏まえ取締役会が決定したものであり、かつ改定後の決定方針の内容に沿ったものであることから、相当であると判断しております。

当社は、当社の普通株式を利用した譲渡制限付株式報酬について、株主の皆様と目線を合わせる観点からも有効なインセンティブであると考えております。また、当社の監査等委員の職責は、引き続き監査業務に限定されるものではなく、取締役としての経営方針に関する意思決定や企業価値向上のための助言も期待されていることから、その割合が金銭報酬に比して過度に高くない限り、監査等委員である取締役に対して業績条件の付されていない自社株報酬を付与することは適切であると考えております。

本制度により、当社が対象取締役に対して交付する株式総数の上限は、年13,400株ですが、当該株式数の発行済株式総数59,221,680株（2025年6月末現在）に占める割合は約0.02%であり、希釈率は軽微であると考えております。

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合に変更を予定している「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の内容は以下のとおりです。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、以下の基本的な考え方にに基づき決定する。
  - ・当社の単年度及び中長期的な経営計画並びに財務目標の達成に加え、持続的な企業価値向上への強固なコミットメントに対するインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること
  - ・外部機関による国内外の同業他社の状況等の調査等を鑑みた水準とすること
- (2) 社内取締役の報酬は、(1)の考え方にに基づき、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。
- (3) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、(1)の考え方にに基づき、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。
- (4) 当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成するものとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。

2. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- (1) 基本報酬（金銭報酬）に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬**

月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定する。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）とする。

**監査等委員である取締役の基本報酬**

月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内とする。

- (2) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

**業績連動型株式報酬制度**

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、単年度及び中長期的な業績目標の達成や企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることのほか、業績連動条件（財務指標や社内KPI等の達成度により算定）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU制度」という。）を設ける。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額1億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年67,000株以内とする。

PSU制度においては、当社の取締役会で決定する期間を評価期間とし、評価期間において当社の取締役会で決定する財務指標や社内KPIの達成の有無又は達成度合いに応じて定めた支給率により算定した数の当社普通株式（一定期間の譲渡制限を付す場合がある。）を交付する。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分する。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定する。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計とする。

#### 譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付する。原則として、各年の定時株主総会後に、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分する。具体的な株式の発行又は処分は、当社業績及び各役員の実績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき決定する。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与としなければならない。

##### ① 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役

報酬総額の上限を、年額1億円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年67,000株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、割り当てた株式（以下、「本割当株式」という。）の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、譲渡制限付株式の払込期日から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。（※第3期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあった場合には本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）

##### ② 監査等委員である取締役

報酬総額の上限を、上記の基本報酬とは別枠で、年額2千万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年13,400株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式のすべてについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### その他の非金銭報酬等

ストックオプションその他の非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決める。

##### (3) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

監査等委員である取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮しながら、監査等委員である取締役の職責に照らし、適切な構成となるよう設計する。

#### 3. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の報酬等は、当社が透明性及び客観性を確保するとともに、効率的に議論するため任意に設置した報酬委員会において審議された後、当該審議結果を踏まえ、報酬の種類ごとに株主総会で決議された報酬総額内で、個別の金額の他、内容も含めて取締役会決議により決定する。なお、報酬委員会の構成員の半数以上は社外取締役とする。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

以 上

# 事業報告（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「スモールビジネスを、世界の主役に。」というミッションのもと、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム」の実現を目指し、個人事業主及び従業員1,000名未満の法人に対してサービスの開発及び提供をしております。スモールビジネス向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAM（注1）は、合計で約1.6兆円と推計（注2）しております。また、財務関連ソフトウェアを利用する従業員1,000名未満の法人及び個人事業主におけるクラウドソリューションへの支出額比率は48.4%であり（注3）、クラウドERP市場の拡大ポテンシャルは高いと認識しております。さらに、大企業よりも深刻な人材不足（注4）等を背景とした業務効率化ニーズの高まりをはじめ、経営者の世代交代の活発化（注5）、新設法人数の増加（注6）といったマクロ環境の変化がスモールビジネスにおけるクラウド浸透の継続的な追い風になっていると考えております。

当連結会計年度において、当社グループは、主要サービスである「freee会計」及び「freee人事労務」を中心に機能改善を目的とした開発投資を実施し、会計事務所経由での新規顧客獲得の推進、及び、既存の顧客基盤を活用したクロスセル販売の促進を行いました。また、法人向け創業融資サポートのコンサルティング事業を目的とした「freee創業融資サポート」を提供開始したほか、M&Aを活用してクラウド連結会計ソフト「結／YUI」やネット予約サービスの「freee予約」を取得し、プロダクト拡充を進めました。さらには、主に営業活動でのAI活用により生産性向上を実現し、Forbes JAPAN NEW SALES OF THE YEAR 2025で「AIトランスフォーメーション賞」を受賞するに至りました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度末におけるプラットフォーム事業（注7）のARR（注8）は前連結会計年度末比31.8%増の34,393百万円、有料課金ユーザー企業数（注9）は同13.9%増の606,533件、ARPU（注10）は同15.8%増の56,704円、当連結会計年度における同事業の売上高は前連結会計年度比30.8%増の33,270百万円、調整後営業利益（注11）は1,885百万円（前連結会計年度は調整後営業損失7,562百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比30.8%増の33,270百万円、調整後営業利益は1,885百万円（前連結会計年度は調整後営業損失7,562百万円）、営業利益は610百万円（同営業損失8,386百万円）、経常利益は412百万円（同経常損失8,638百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,370百万円（同親会社株主に帰属する当期純損失10,150百万円）となりました。

プラットフォーム事業のARR、有料課金ユーザー企業数及びARPU推移

|                | 2021年6月期末 | 2022年6月期末 | 2023年6月期末 | 2024年6月期末 | 2025年6月期末 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ARR（百万円）       | 11,268    | 15,057    | 20,579    | 26,087    | 34,393    |
| 有料課金ユーザー企業数（件） | 293,296   | 379,404   | 451,088   | 532,637   | 606,533   |
| ARPU（円）        | 38,419    | 39,686    | 45,622    | 48,977    | 56,704    |

- (注) 1. TAM : Total Addressable Marketの略称。当社グループが想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本資料開示日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではない。各プロダクトのTAMは、一定の前提の下、外部統計資料をはじめ、プロダクトラインナップ拡充やプラン改定等の当社ビジネスの取り組み状況も踏まえ、国内における全潜在ユーザー企業において各プロダクトが導入された場合の年間支出総金額を当社グループが推計したものであり、その正確性にはかかる統計資料や推計に固有の限界があるため、実際の市場規模はかかる推計値と異なる可能性がある
2. 国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において「freee会計」及び「freee人事労務」が導入された場合の全潜在ユーザー企業による年間支出総金額。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人の合計。([freee会計] 及び「freee人事労務」の全潜在ユーザー企業数(国税庁「令和5年申告所得税」、総務省統計局「令和3年経済センサス 活動調査」) × 従業員規模別の「freee会計」及び「freee人事労務」の想定年間課金額)
3. International Data Corporation (IDC) 「Worldwide Software and Public Cloud Services Spending Guide\_2025V2」
4. リクルートワークス研究所 (2025)、「ワークス大卒求人倍率調査 (2026年卒)」。従業員300名以上の企業における大卒求人倍率は約0.9倍である一方、従業員300名未満の企業における同倍率は約9.0倍
5. 中小企業庁 (2025) 「2025年版 中小企業白書」。2015年から2024年にかけて、経営者が最も多い年代が60代から50代にシフト
6. 「国税庁法人番号公表サイト」より、各年に新たに法人番号が指定された法人を新設法人として抽出し集計。新設法人数は、2016年から2024年にかけて104,355社から140,439社に増加
7. スモールビジネス向けに展開するクラウドERPの提供や金融サービス等から構成される事業。2022年6月期においては、当社グループの事業全体から、当時連結子会社であった株式会社サイトビジットが提供していた「資格スクエア」事業(2021年12月に売却)を除いたもの
8. ARR : Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR (Monthly Recurring Revenue) を12倍して算出。MRR : Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額(一時収益は含まない)
9. 当社グループのサービスを利用する個人事業主と法人の双方を指す
10. ARPU: Average Revenue Per Userの略称。1 有料課金ユーザー企業当たりの平均単価。各期末時点における合計ARRを有料課金ユーザー企業数で除して算出
11. 調整後営業利益＝営業利益＋株式報酬費用＋M&Aにより生じた無形資産の償却費用＋その他一時費用

## (2) 設備投資についての状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は3,916百万円であり、主な内容はソフトウェアの開発や本社オフィスの設備投資によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達等についての状況

クレジットカード事業等における運転資金の効率的な調達を行うため、総額11,500百万円の当座貸越契約を締結しております。

## (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年7月1日付で当社を存続会社とし、連結子会社であるフリーファイナンスラボ株式会

社およびフリーサイン株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月21日付でアポロ株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

また、2025年1月31日付で株式会社YUIの発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

## (6) 対処すべき課題

### ① スモールビジネス向けクラウドERP市場の拡大

当社グループは、スモールビジネス向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAMについて、合計で約1.6兆円と推定（注）しております。また、財務関連ソフトウェアを利用する従業員1,000人未満の中小企業及び個人事業主におけるクラウドソリューションへの支出額比率は48.4%であり（注）、クラウドERP市場の拡大ポテンシャルは高いと認識しております。

当社グループは、スモールビジネス向けクラウドERP市場におけるリーディングカンパニーとして、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

（注）前記「（1）事業の経過及びその成果」を参照

### ② 持続可能な社会の実現と、そのための組織体制の整備

「freee会計」、「freee人事労務」をはじめとする各サービスの提供により、だれもが自由に自然体で経営できる環境をつくることで、ユーザーの皆様を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することが重要と考えております。また、当社グループが持続可能な組織であるために、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。

上記をはじめとするサステナビリティ推進活動の詳細に関しては、当社グループのWebサイト内の「サステナビリティ」コーナーをご参照ください。

### ③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、専任の情報セキュリティチームを設置しております。また情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

### ④ 新規事業の展開

現在、当社グループの収益の大半が「freee会計」や「freee人事労務」等のSaaSサービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、金融サービスや取引プラットフォームにおける新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

## ⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループの収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。SaaSビジネスにおいては、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループは、2024年6月期まで、開発費用やユーザーの獲得費用等に先行投資を行ったため営業損失を計上していましたが、2025年6月期においては営業利益の黒字化を達成しました。

SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として顧客生涯価値（LTV）（注1）と顧客獲得コスト（CAC）（注2）のバランス（LTV/CAC）が重要であるため、これを重要指標の一つとして顧客獲得活動における投資判断を行っております。さらに、既存顧客からの収益拡大の状態を示す重要指標としてNet Revenue Retention Rate（注3）を定めており、収益獲得の効率性を測っております。これらの指標を基準として成長投資を継続することが中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

また、今般アップデートした中期財務目標においては、事業からのキャッシュ創出力を示す調整後フリー・キャッシュ・フロー（注4、以下「調整後FCF」という）を採用し、2028年6月期までに調整後FCFマージン（調整後FCFの売上高に対する比率）を15%以上に向上させることを目標としております。加えて、当社グループではキャッシュ創出力及び収益性を中長期的に向上させるためにその前提となる売上高の成長が重要であると考えており、双方を踏まえた目標として対前期比売上高成長率と調整後FCFマージンの合計で40%に到達することを掲げ、持続的な事業成長と収益性の向上の両立を図ってまいります。

- (注) 1. LTV：Life Time Valueの略称。顧客から契約期間（Life Time）を通じてもたらされる価値であり、契約期間×MRR×売上総利益率によって算出
2. CAC：Customer Acquisition Costの略称。顧客の獲得に要するコストであり、セールス活動及びマーケティング活動に係る費用が該当
3. Net Revenue Retention Rateは、該当期間中に、前期の同期間において顧客であったユーザーの該当期間における売上を前期の同期間における売上から除して算出。なお会計事務所の売上増分は顧問先の売上増加を含む
4. 調整後フリー・キャッシュ・フロー：一般的なフリー・キャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フロー＋投資活動によるキャッシュ・フロー）に対して、クレジットカード事業で発生する立替金の増減が営業キャッシュ・フローに与える影響と、M&Aに伴う支出及び収入が投資キャッシュ・フローに与える影響を調整したもの

## (7) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                          | 第10期<br>(2022年6月期) | 第11期<br>(2023年6月期) | 第12期<br>(2024年6月期) | 第13期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年6月期) |
|----------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                                        | 14,380,373 千円      | 19,219,994 千円      | 25,430,756 千円      | 33,270,601 千円                   |
| 経常利益又は経常損失 (△)                               | △3,085,882 千円      | △7,982,411 千円      | △8,638,178 千円      | 412,709 千円                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社株主に<br>帰属する当期純損失 (△) | △11,609,024 千円     | △12,338,435 千円     | △10,150,671 千円     | 1,370,024 千円                    |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)               | △208.22 円          | △215.64 円          | △174.43 千円         | 23.28 円                         |
| 総 資 産                                        | 47,413,069 千円      | 42,786,885 千円      | 39,953,073 千円      | 52,595,683 千円                   |
| 純 資 産                                        | 36,428,622 千円      | 27,059,061 千円      | 16,952,345 千円      | 19,663,283 千円                   |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                            | 第10期<br>(2022年6月期) | 第11期<br>(2023年6月期) | 第12期<br>(2024年6月期) | 第13期<br>(当事業年度)<br>(2025年6月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                          | 13,517,521 千円      | 18,209,878 千円      | 24,257,095 千円      | 33,186,272 千円                 |
| 経常利益又は経常損失 (△)                 | △1,666,202 千円      | △7,251,610 千円      | △8,156,615 千円      | 476,278 千円                    |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)               | △11,527,826 千円     | △12,324,481 千円     | △10,427,500 千円     | 1,440,766 千円                  |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) | △206.76 円          | △215.40 円          | △179.19 円          | 24.48 円                       |
| 総 資 産                          | 46,480,433 千円      | 41,428,118 千円      | 37,206,251 千円      | 52,643,840 千円                 |
| 純 資 産                          | 36,506,510 千円      | 26,085,198 千円      | 16,944,961 千円      | 19,726,596 千円                 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(8) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

| 事業         | 主要製品                                                                                     |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| プラットフォーム事業 | ・ freee会計<br>・ freee人事労務<br>・ freee販売<br>・ freee申告<br>・ freeeサイン<br>・ freeeカード Unlimited |

(9) 主要な営業所（2025年6月30日現在）

| 名称   | 所在地        |
|------|------------|
| 本社   | 東京都 品川区    |
| 関西支社 | 大阪府 大阪市都島区 |

(10) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

| 従業員数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 1,901 名 | 179 名増      |

(11) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

| 借入先       | 借入額          |
|-----------|--------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 9,600,000 千円 |

（注）当社においては、クレジットカード事業等における運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 当座貸越契約の総額 | 10,500,000 千円 |
| 借入実行残高    | 9,600,000     |
| 差引額       | 900,000       |

## 2. 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 164,818,764株
- (2) 発行済株式の総数 59,221,680株
- (3) 株 主 数 6,768名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名                                                      | 持 株 数    | 持株比率    |
|------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 佐々木 大輔                                                     | 10,979千株 | 18.56 % |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                     | 5,841    | 9.87    |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES                                   | 4,946    | 8.36    |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG                                   | 4,630    | 7.83    |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY<br>M GCM CLIENT ACCTS M ILM FE | 2,518    | 4.26    |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                                    | 2,292    | 3.87    |
| 株式会社リクルート                                                  | 2,277    | 3.85    |
| 横路 隆                                                       | 2,052    | 3.47    |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD<br>AC I SG (FE-AC)             | 1,428    | 2.41    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)      | 1,219    | 2.06    |

（注）持株比率は自己株式（62,551株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

|                          | 株 式 数    | 交付を受けた者の人数 |
|--------------------------|----------|------------|
| 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く) | 11,916 株 | 2 名        |
| 社外取締役<br>(監査等委員を除く)      | -        | -          |
| 取締役<br>(監査等委員)           | 3,000 株  | 3 名        |

### 3. 新株予約権等に関する事項（2025年6月30日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称                          | 第22回新株予約権                     |
|------------------------------|-------------------------------|
| 保有人数                         |                               |
| 取締役（監査等委員及び社外役員を除く）          | 2名                            |
| 社外取締役（監査等委員を除く）<br>（社外役員に限る） | 0名                            |
| 取締役（監査等委員）                   | 0名                            |
| 新株予約権の数                      | 7,328個                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数          | 当社普通株式 7,328株                 |
| 新株予約権の払込金額                   | 1株当たり<br>30円                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産<br>の価額   | 1株当たり<br>8,240円               |
| 新株予約権の行使期間                   | 自 2022年10月1日<br>至 2028年10月29日 |
| 新株予約権の行使の条件                  | （注1）（注2）                      |

- （注）1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された売上高が以下に定める水準を全て満たしている場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- （i）2021年6月期において売上高が9,657百万円を超過した場合
- （ii）2022年6月期において売上高が13,000百万円を超過した場合
- なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

#### 4. 会社役員に関する事項（2025年6月30日現在）

##### (1) 取締役の状況

| 地 位                | 氏 名         | 担当及び重要な兼職の状況                                                                            |
|--------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役              | 佐々木 大 輔     | CEO                                                                                     |
| 取 締 役              | 横 路 隆       | CTO                                                                                     |
| 社外取締役              | ユミ ホサカ クラーク | Verdigris Technologies Inc. エグゼクティブアドバイザー<br>Kueski Inc. 社外取締役                          |
| 社外取締役<br>(常勤監査等委員) | 内 藤 陽 子     | 公益社団法人日本監査役協会 監事                                                                        |
| 社外取締役<br>(監査等委員)   | 浅 田 慎 二     | One Capital株式会社 代表取締役CEO<br>株式会社スマレジ 社外取締役<br>projection-ai株式会社 代表取締役<br>スタリク株式会社 代表取締役 |
| 社外取締役<br>(監査等委員)   | 平 野 正 雄     | 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長<br>早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授                                            |

- (注) 1. 取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、浅田慎二氏及び平野正雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査等委員である内藤陽子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、浅田慎二氏及び平野正雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である内藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は社外役員が過半を占める取締役会において、客観的な視点から議論を重ねたうえで、取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。その概要は、以下のとおりです。

#### 基本方針

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、以下の基本的な考え方に基づき決定する。

- ・当社の単年度及び中長期的な経営計画並びに財務目標の達成に加え、持続的な企業価値向上への強固なコミットメントに対するインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること。
- ・外部機関による国内外の同業他社の状況等の調査等を鑑みた水準とすること。

(2) 社内取締役の報酬は、(1)の考え方に基づき、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。

(3) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、(1)の考え方に基づき、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。

(4) 当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成するものとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する（ただし、株式報酬については日本国内に居住する者のみに付与する。）。

#### 基本報酬（金銭報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定する。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）とする。

また、監査等委員である取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定する。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内とする。

#### 業績連動報酬等並びに非金銭報酬

##### a. 業績連動型株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、単年度及び中長期的な業績目標の達成や企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることのほか、業績連動条件（財務指標により算定）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU制度」という。）を設ける。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額6,000万円以内、対象取締役が

発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年12,000株以内とする。

PSU制度においては、当社の取締役会で決定する期間を評価期間とし、評価期間において当社の取締役会で決定する財務指標の達成の有無又は達成の度合いに応じて定めた支給率により算定した数の当社普通株式（一定期間の譲渡制限を付す場合がある。）を交付する。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分する。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定する。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計とする。

#### b. 譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付する。原則として、各年の定時株主総会后に、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分するものとする。具体的な株式の発行又は処分は、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき決定する。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内での付与とする。

##### ①取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

報酬総額の上限を年額6,000万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年12,000株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、譲渡制限付株式の払込期日から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、譲渡制限付株式の払込期日から第2期の次の期（以下「第3期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。（※第3期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあった場合には本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）

## ②監査等委員である取締役

報酬総額の上限を年額1,500万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年3,000株以内とする。

譲渡制限付株式報酬は、原則として、毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定める。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得する。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式のすべてについて、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

## 取締役の個人別の額に対する報酬等の種類ごとの割合

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

監査等委員である取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮しながら、監査等委員である取締役の職責に照らし、適切な構成となるよう設計する。

## 決定方法

当社における個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、当社が透明性及び客観性を確保するとともに、効率的に議論するため任意に設置した報酬委員会において審議された後、当該審議結果を踏まえ、報酬の種類ごとに株主総会で決議された報酬総額内で、個別の金額の他、内容も含めて取締役会決議により決定しております。なお、報酬委員会の構成員の半数以上は社外取締役としております。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していること並びに社外取締役が半数以上を占める報酬委員会での審議が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額6,000万円以内、業績連動型株式報酬について年額6,000万円以内（合計年額1億2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名です。また、当該業績連動型株式報酬について、2024年9月27日開催の第12期定時株主総会において算定方法などを変更しておりますが、年額については変更ございません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は2名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において社外取締役分も含めて年額2,000万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額1,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

3. 取締役の報酬等の総額

|               | 人数 | 報酬等の総額    | 報酬等の種類別の総額 |          |          |
|---------------|----|-----------|------------|----------|----------|
|               |    |           | 基本報酬       | 業績連動報酬   | 非金銭報酬    |
|               |    |           |            | 業績連動型株式  | 譲渡制限付株式  |
| 取締役（監査等委員を除く） | 4名 | 93,968千円  | 42,537千円   | 20,792千円 | 30,639千円 |
| （うち、社外取締役）    | 1名 | 6,000千円   | 6,000千円    | - 千円     | - 千円     |
| 取締役（監査等委員）    | 3名 | 21,628千円  | 16,200千円   | - 千円     | 5,428千円  |
| （うち、社外取締役）    | 3名 | 21,628千円  | 16,200千円   | - 千円     | 5,428千円  |
| 合計            | 7名 | 115,596千円 | 58,737千円   | 20,792千円 | 36,067千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. 業績連動報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。業績連動報酬は2024年改定前の制度（以下、「制度①」という）と2024年改定後の制度（以下、「制度②」という）が併存しております。制度①に関する業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、評価期間における当社株主総利回り（以下、「TSR」）と東証株価指数（以下、「TOPIX」）を構成する全銘柄にかかるTSRとの比較に応じて算出される業績目標達成度であり、当該業績指標を選定した理由は、当該報酬に市場の評価を反映し株主との利害共有度を高め、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを進めることができると判断したためです。業績連動報酬等の額の算定方法は次のとおりです。

（算定式）

- ・交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合
- ・基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて決定
- ・株式交付割合：

- ① 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセンタイル未満の場合：0%
- ② 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセンタイル以上75パーセンタイル未満の場合：50%
- ③ 当社TSRがTOPIX全銘柄の75パーセンタイル以上95パーセンタイル未満の場合：100%
- ④ 当社TSRがTOPIX全銘柄の95パーセンタイル以上の場合：150%

本制度①は業績指標に係る評価期間を3年間としております。2021年10月から2024年9月を評価期間とする本報酬については、評価の結果、当社TSRはTOPIX全銘柄の50パーセンタイル未満となり株式交付割合0%に該当したため、報酬の支給は発生しておりません。なお、2022年10月から2025年9月、2023年10月から2026年9月を評価期間とする本報酬については、当事業年度における業績指標の実績はありません。

制度②は、当社の2025年6月期の売上高及び調整後営業利益を評価指標としております。当該業績指標を選定した理由は、当社が市場に対して開示している業績予想値であり、当該業績目標に報酬を紐づけることが達成に対する明確なインセンティブとなると判断したためです。業績連動報酬等の額の算定方法は次のとおりです。

（算定式）

- ・交付株式数= 基準交付株式数（①） × 支給率（②）
- ①「基準交付株式数」は、対象取締役の役位、職責等に応じて当社取締役会において決定いたします。
- ②「支給率」は、評価対象期間における当社取締役会で定める評価指標の達成の有無に応じて、0%又は100%（当該評価指標を達成しなかった場合は0%、達成した場合は100%）となります。

当該指標の実績は、売上高33,270百万円、調整後営業利益1,885百万円となりました。

上表中の「業績連動型株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

4. 上記には、2024年9月27日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分              | 氏 名         | 重要な兼職先                                                                                  | 重要な兼職先と当社との関係      |
|------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 社外取締役            | ユミ ホサカ クラーク | Verdigris Technologies Inc.<br>エグゼクティブアドバイザー<br>Kueski Inc. 社外取締役                       | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 内 藤 陽 子     | 公益社団法人日本監査役協会 監事                                                                        | 重要な取引その他の関係はありません。 |
|                  | 浅 田 慎 二     | One Capital株式会社 代表取締役CEO<br>株式会社スマレジ 社外取締役<br>projection-ai株式会社 代表取締役<br>スタリク株式会社 代表取締役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |
|                  | 平 野 正 雄     | 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長<br>早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授                                            | 重要な取引その他の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名         | 出席状況                                             | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                               |
|------------------|-------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役            | ユミ ホサカ クラーク | 取締役会<br>13/13回 (100%)                            | フィンテック業界における知識と経験に基づき経営戦略や投資、プロダクト、リスクマネジメント等について幅広い提言を積極的に行っています。また、グローバルかつ客観的な観点からの発言を通じて、取締役会の議論におけるダイバーシティの向上に貢献しています。                                |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 内 藤 陽 子     | 取締役会<br>13/13回 (100%)<br>監査等委員会<br>14/14回 (100%) | 公認会計士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。また、常勤監査等委員として社内重要会議への出席や役職員からのヒアリング等を通じて、当社の業務執行やコンプライアンスの状況に関して積極的にモニタリングを行っています。 |
|                  | 浅 田 慎 二     | 取締役会<br>13/13回 (100%)<br>監査等委員会<br>14/14回 (100%) | SaaS業界や投資事業等における豊富な知見と経験に基づき、独立した客観的な立場から監査・監督を行っています。また、広い視野に立って、当社の経営全般や投資案件等について積極的な提言を行っているほか、事業計画について、策定時の助言やモニタリング等を行っております。                        |
|                  | 平 野 正 雄     | 取締役会<br>13/13回 (100%)<br>監査等委員会<br>14/14回 (100%) | 経営コンサルタントや大学教授、経営者としての豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し実効性の高い助言・監督を行っています。また、任意の指名報酬委員会では、開催された全ての回に出席し、委員長として役員報酬や指名等に関する議論を主導し、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。            |

(注) 取締役会及び監査等委員会の実施回数について、書面開催分については、集計外としております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役であるユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、浅田慎二氏及び平野正雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれが高い額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額      |
|-------------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 67,255 千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 106,938 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に国際保証業務基準等に基づく内部統制の整備・運用状況に関わる保証業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針を定め、内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

### (内部統制システム整備に関する基本方針)

#### a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、全ての取締役・使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しております。

(a) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

(b) 業務執行を担う取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

(c) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。

(d) 「コンプライアンス規程」を定めるとともに、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンスに関する報告・協議を実施しております。また、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動に努めます。

(e) 内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反となるような事象の早期発見につなげ、適切に対応できる体制を構築します。

(f) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査するとともに、その結果を代表取締役および取締役会並びに監査等委員会に速やかに報告する体制を構築します。

#### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。

#### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」を定めるとともにリスク管理委員会を定期的に開催し、全社的なリスクの把握、評価及び対策のモニタリングを実施し、リスク発生の未然防止に努めております。リスクが顕在化した際は、リスク管理責任者の指示のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所との協働による重要な法律問題への対応を通じて法的リスクの軽減に努めております。

#### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限一覧」

に該当事項として定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確にして迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社において、損失の危険の管理、取締役による効率的な職務執行、取締役及び使用人による法令及び定款に適合した職務執行、並びに取締役の職務執行状況の当社への報告が適切になされるよう、以下の取組みを行います。

- (a) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
- (b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受けます。
- (c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。
- (d) 監査等委員会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。

f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置します。

g. 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査等委員会による指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないこととします。また、当社は、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査等委員会と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

h. 監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。

当社は、監査等委員会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
- (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ります。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

当社における「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

**a. 取締役の職務執行**

- (a) 当事業年度は定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、全ての回で社外取締役、監査等委員を含む全取締役が出席いたしました。また、開催にあたっては、重要論点にフォーカスした資料記載、書面決議の活用、適切な権限委譲等により取締役会運営の効率化を図り、事業計画の進捗状況、プロダクト開発や投資等の重要戦略、及び社内のコンプライアンス、リスク管理、人的資本戦略などのガバナンス上の主要テーマについてより活発な議論がなされるよう努めました。
- (b) より透明性を確保しながら効率的に取締役の指名及び報酬体系等を議論するため、半数以上を社外取締役から選任する任意の指名報酬委員会を設置しております。

**b. コンプライアンス及びリスク管理**

- (a) 四半期に1回以上、代表取締役及び常勤監査等委員等が出席するコンプライアンス委員会を開催しています。また、全役職員のコンプライアンス意識の維持・向上のため「法務・コンプライアンス研修」、「インサイダー取引防止研修」等を実施しています。また、コンプライアンスに関する様々な疑問や問題を当社グループ全役職員が社内の担当者や社外（監査等委員、弁護士）に相談できる窓口を設け、法令違反やハラスメントの早期発見と迅速な調査・対応に努めています。
- (b) 四半期に1回以上、代表取締役及び常勤監査等委員等が出席するリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクの把握、評価及び対応策の策定並びに対応状況の確認などを定期的に行うことで、当社グループの適切なリスク管理に努めております。
- (c) コンプライアンス委員会、リスク管理委員会で議論された重要テーマについて、取締役会及び監査等委員会に報告を行っています。
- (d) インターネットを介して顧客にサービスを提供するSaaS企業として、社内及び利用するパブリッククラウド等のシステム障害やセキュリティインシデントの未然防止と発生時の対応を重要な責務と認識し、CISO（最高情報セキュリティ責任者）から代表取締役及び当社取締役CTO（最高技術責任者）へ定期的にプロダクトの品質管理及びセキュリティの運用状況に関する報告が行われています。さらに、顧客に提供するプロダクトに対してセキュリティの専門組織であるPSIRT主導で脆弱性診断及びペネトレーションテスト等を実施し、脆弱性の早期発見及びサイバー攻撃に伴うセキュリティインシデントの未然防止に努めています。

c. 内部監査の実施

内部監査については、内部監査人が内部監査計画に基づき当社グループにおける法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査を実施し、代表取締役及び取締役会並びに監査等委員会に報告を行っています。

d. 監査等委員の職務執行

当事業年度は監査等委員会を14回開催し、全ての回に全監査等委員が出席しております。監査等委員会では、リスク認識についてのディスカッションを経て策定した監査計画に基づき監査を実施しております。監査等委員は、取締役会の他、リスク管理委員会などの重要な会議への出席や各取締役との意見交換、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった監査手続を通して、経営に対する監査等を行う他、内部監査人及び会計監査人との情報共有、連携を図り、監査を効果的かつ効率的に実施できるよう努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現段階では、事業拡大のための投資に充当し企業価値を高めていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当を実施しておらず、今後においても当面の間は財務体質の強化と内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,874,908	流動負債	31,310,806
現金及び預金	35,789,632	短期借入金	9,600,000
売掛金	3,619,898	未払金	1,835,436
立替金	3,982,166	未払費用	2,683,193
預託金	957,968	未払法人税等	139,296
その他	1,558,998	前受収益	14,665,191
貸倒引当金	△33,756	賞与引当金	588,950
固定資産	6,720,774	その他	1,798,738
有形固定資産	68,390	固定負債	1,621,593
建物附属設備	18,685	資産除去債務	1,533,896
減価償却累計額	△7,086	長期未払金	10,000
建物附属設備（純額）	11,598	その他	77,697
工具、器具及び備品	87,542	負債合計	32,932,399
減価償却累計額	△30,751		
工具、器具及び備品（純額）	56,791	(純資産の部)	
無形固定資産	4,116,261	株主資本	19,483,989
のれん	590,517	資本金	27,043,623
ソフトウェア	2,547,104	資本剰余金	574,738
ソフトウェア仮勘定	978,639	利益剰余金	△8,133,721
投資その他の資産	2,536,123	自己株式	△650
投資有価証券	424,016	その他の包括利益累計額	28,069
繰延税金資産	982,403	その他有価証券評価差額金	19,040
敷金及び保証金	904,807	繰延ヘッジ損益	4,321
その他	322,502	為替換算調整勘定	4,706
貸倒引当金	△97,606	新株予約権	151,224
資産合計	52,595,683	純資産合計	19,663,283
		負債純資産合計	52,595,683

連結損益計算書

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,270,601
売上原価		5,909,557
売上総利益		27,361,043
販売費及び一般管理費		26,750,070
営業利益		610,972
営業外収益		
受取利息	17,320	
講演料等収入	1,449	
その他	9,503	28,273
営業外費用		
支払利息	76,072	
持分法による投資損失	1,170	
為替差損	13,046	
投資事業組合運用損	20,379	
支払手数料	55	
株式交付費	4,099	
譲渡制限付株式報酬償却損	103,453	
その他	8,258	226,536
経常利益		412,709
特別利益		
固定資産売却益	22,880	
新株予約権戻入益	9,515	32,395
特別損失		
投資有価証券評価損	28,867	28,867
税金等調整前当期純利益		416,237
法人税、住民税及び事業税	29,289	
法人税等調整額	△983,076	△953,787
当期純利益		1,370,024
親会社株主に帰属する当期純利益		1,370,024

連結株主資本等変動計算書
(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,348,152	42,133,180	△51,757,334	△324	16,723,673
当期変動額					
新株の発行	636,581	636,581			1,273,162
新株予約権の行使	58,889	58,889			117,779
欠損填補		△42,253,912	42,253,912		－
自己株式の取得				△650	△650
自己株式の消却		△324		324	－
利益剰余金から資本剰余金 への振替		324	△324		－
親会社株主に帰属する当期 純利益			1,370,024		1,370,024
株主資本以外の項目の当期 変動額					
当期変動額合計	695,470	△41,558,441	43,623,612	△326	2,760,316
当期末残高	27,043,623	574,738	△8,133,721	△650	19,483,989

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	12,318	34,333	4,661	51,312	177,358	16,952,345
当期変動額						
新株の発行						1,273,162
新株予約権の行使						117,779
欠損填補						－
自己株式の取得						△650
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金 への振替						－
親会社株主に帰属する当期 純利益						1,370,024
株主資本以外の項目の当期 変動額	6,722	△30,011	45	△23,243	△26,134	△49,377
当期変動額合計	6,722	△30,011	45	△23,243	△26,134	2,710,938
当期末残高	19,040	4,321	4,706	28,069	151,224	19,663,283

連結注記表

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

フリービズ株式会社

Likha-iT Inc

アポロ株式会社

フリー創業融資サポート株式会社

他1社

前連結会計年度において連結子会社でありました、フリーファイナンスラボ株式会社およびフリーサイン株式会社は、2024年7月1日付にて当社が吸収合併したため、連結の範囲から除いております。

また、フリー創業融資サポート株式会社は当連結会計年度より新たに設立したため、アポロ株式会社については当連結会計年度に株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

株式会社インクループ

当連結会計年度より、株式会社インクループを新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アポロ株式会社の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ. デリバティブ

時価法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3～8年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（５年）で均等償却しております。

⑦収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業のプラットフォーム事業においては、主にクラウドを利用した会計ソフト等のサービスを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。

⑧重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約

②ヘッジ対象……………外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「預託金」、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損（のれんを除く）

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 3,594,134千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。有形固定資産（主にPC等の工具器具備品）及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当連結会計年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

なお、当社グループの減損判定にあたっては、資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っております。

会計上の見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 590,517千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末におけるのれんは、当連結会計年度に実施したアポロ株式会社及び株式会社YUIの株式取得により発生したものです。

当社グループは、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、資産グル

ープから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当連結会計年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

なお、当社グループの減損判定にあたっては、資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っております。

会計上の見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

（3）繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 982,403千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は993,227千円です。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業計画により見積もられた将来の課税所得の発生時期及び金額に基づき、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動により、ARR及び売上高の仮定又は予測に変化が生じ、当初予定していた課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

（1）担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

預託金 957,968千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 5,000,000千円

上記の他、宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

敷金及び保証金 10,000千円

また、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく保証金として以下のものを法務局に供託しております。

敷金及び保証金 10,000千円

(2) 当座貸越契約

当社グループにおいては、クレジットカード事業等における運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	11,500,000 千円
借入実行残高	9,600,000
差引額	1,900,000

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 59,221,680株

(2) 自己株式の種類及び株式数

普通株式 62,551株

(3) 当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 446,342株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資等によって調達しておりますが、資金需要に応じてクレジットカード事業等における運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引については、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

投資有価証券については、発行体の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

短期借入金金融サービスに係る資金調達であり、変動金利の短期借入金は、金利の変動リスクに晒

されております。

なお、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法については、1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項⑧重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握することにより、保有状況を継続的に見直しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的に為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って実行されております。短期借入金は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利状況を把握しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注1)をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	50,000	50,000	—
敷金及び保証金	904,807	889,797	△15,009
資産計	954,807	939,797	△15,009
長期未払金	10,000	9,922	△77
負債計	10,000	9,922	△77
デリバティブ取引（※2）	6,381	6,381	—

（※1）現金及び預金、売掛金、立替金、短期借入金、預託金、未払金、未払費用及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式（※1）	56,585
投資事業組合出資金（※2）	317,431

（※1）非上場株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしていません。

（※2）投資事業組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	35,789,632	—	—	—
売掛金	3,619,898	—	—	—
立替金	3,982,166	—	—	—
預託金	957,968	—	—	—
敷金及び保証金	—	806,284	21,622	76,900
合計	44,349,666	806,284	21,622	76,900

(注3) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
短期借入金	9,600,000	—	—	—	—
合計	9,600,000	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

1. 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	－	50,000	50,000
デリバティブ取引	－	6,381	－	6,381
資産計	－	6,381	50,000	56,381

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	889,797	－	889,797
資産計	－	889,797	－	889,797
長期未払金	－	9,922	－	9,922
負債計	－	9,922	－	9,922

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

投資有価証券

その他有価証券は非上場株式の新株予約権であります。発行会社より入手可能な最良の情報に基づき、発行会社の信用状況や事業進捗などを考慮して算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連取引の時価の算定は、取引先金融機関から入手した時価情報によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

長期未払金

長期未払金の時価の算定は、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	329円82銭
1 株当たり当期純利益	23円28銭

8. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

フリーファイナンスラボ株式会社の吸収合併

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：フリーファイナンスラボ株式会社

事業の内容：金融サービスの開発及び提供

② 企業結合日

2024年7月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、当社の完全子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

金融サービスと請求書処理をはじめとする支出管理関連プロダクトの一体的な提供及び更なるサービスの向上を可能とし、当社が提供する統合型クラウドERPの価値向上に資することを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(取得による企業結合)

アポロ株式会社の株式取得による完全子会社化

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称：アポロ株式会社

取得した事業の内容：予約システムアプリ「tol」の運営

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる

統合型経営プラットフォーム」の実現を目指して統合型クラウドERPを中核としたサービスの開発及び提供をしております。

「ジリツした人生に寄り添う」というミッションを掲げるアポロ株式会社と更なる事業成長に向けてプロダクトラインナップを拡充することを目的に、予約管理ツール「tol」を提供するアポロ株式会社の株式を取得しました。

③ 企業結合日

2024年10月21日

④ 企業結合の法的形式

株式取得による完全子会社化

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価としてアポロ株式会社の株式を取得し、支配を獲得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	400,200	千円
取得原価		400,200	千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 6,200 千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額 409,109 千円

② 発生原因：主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間：5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	19,258 千円
固定資産	6,212 千円
資産合計	25,471 千円
流動負債	15,902 千円
固定負債	18,479 千円
負債合計	34,381 千円

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

株式会社YUIの株式取得による完全子会社化

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称：株式会社YUI

取得した事業の内容：クラウド連結会計ソフト「結／YUI」の開発・保守・運用・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム」の実現を目指して統合型クラウドERPを中核としたサービスの開発及び提供をしております。一方、YUIはグループ経営の生産性を改善するクラウド連結会計ソフト「結／YUI」を提供しております。

子会社を持つスモールビジネス向けにクラウド連結会計サービスを提供し、当社の持つ顧客基盤も活かしながら更なる売上拡大を図るとともに、ミッションの実現に取り組んでまいります。

③ 企業結合日

2025年1月31日

④ 企業結合の法的形式

株式取得による完全子会社化

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社YUIの株式を取得し、支配を獲得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月1日から2025年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	268,523	千円
取得原価		268,523	千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 1,900 千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額 269,748 千円

② 発生原因：主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間：5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 22,162 千円

固定資産 10 千円

資産合計 22,172 千円

流動負債 23,397 千円

負債合計 23,397 千円

(7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、その主たる事業であるプラットフォーム事業において、「統合型経営プラットフォーム」としてプロダクト・サービスを一体的に提供しております。当該プラットフォーム事業において、顧客との契約から生じる収益は、一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益と、一時点で顧客に移転されるサービスから生じる収益によって構成されております。一定の期間にわたり顧客に移転されるサービスから生じる収益には、サブスクリプション（継続課金）方式による収益が含まれます。また、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益には、導入支援サービスによる収益の一部、金融サービスによる収益等が含まれますが、当該収益の金額的重要性は現時点において乏しいと判断しております。

これらの点に加え、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」第80-10項及び第80-11項、並びに企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第106-3項から第106-5項を総合的に勘案し、収益の分解情報の記載を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益と理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	11,356,998
契約負債 (期末残高)	14,665,191

- (注) 1. 契約負債である前受収益は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受収益で、サービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。
2. なお、当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,682,698	流動負債	31,305,730
現金及び預金	35,557,347	短期借入金	9,600,000
売掛金	3,610,297	未払金	1,863,804
立替金	3,982,166	未払費用	2,673,486
前払費用	1,448,228	未払法人税等	135,472
関係会社短期貸付金	5,000	前受収益	14,650,681
1年内回収予定の関係会社	20,000	賞与引当金	588,950
長期貸付金		株式報酬引当金	11,784
預託金	957,968	その他	1,781,550
その他	135,445	固定負債	1,611,513
貸倒引当金	△33,756	資産除去債務	1,533,896
固定資産	6,961,142	株式報酬引当金	28,797
有形固定資産	58,382	長期未払金	10,000
建物附属設備	7,285	その他	38,820
減価償却累計額	△5,378		
建物附属設備（純額）	1,906	負債合計	32,917,243
工具、器具及び備品	87,219	(純資産の部)	
減価償却累計額	△30,743	株主資本	19,552,009
工具、器具及び備品（純額）	56,476	資本金	27,043,623
無形固定資産	3,764,815	資本剰余金	695,470
のれん	242,773	資本準備金	695,470
ソフトウエア	2,543,402	利益剰余金	△8,186,433
ソフトウエア仮勘定	978,639	その他利益剰余金	△8,186,433
投資その他の資産	3,137,943	繰越利益剰余金	△8,186,433
投資有価証券	410,187	自己株式	△650
関係会社株式	568,190	評価・換算差額等	23,362
繰延税金資産	977,698	その他有価証券評価差額金	19,040
敷金及び保証金	889,802	繰延ヘッジ損益	4,321
関係会社長期貸付金	67,200	新株予約権	151,224
その他	322,471	純資産合計	19,726,596
貸倒引当金	△97,606	負債純資産合計	52,643,840
資産合計	52,643,840		

損益計算書

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		33,186,272
売上原価		5,914,462
売上総利益		27,271,809
販売費及び一般管理費		26,621,270
営業利益		650,539
営業外収益		
受取利息	18,406	
講演料等収入	1,449	
受取配当金	13,443	
その他	8,423	41,723
営業外費用		
株式交付費	4,099	
支払利息	75,727	
投資事業組合運用損	20,379	
為替差損	2,164	
譲渡制限付株式報酬償却損	103,453	
その他	10,160	215,984
経常利益		476,278
特別利益		
固定資産売却益	22,866	
新株予約権戻入益	9,515	32,381
特別損失		
投資有価証券評価損	28,867	
抱合せ株式消滅差損	6,864	
関係会社株式評価損	3,256	38,989
税引前当期純利益		469,671
法人税、住民税及び事業税	17,426	
法人税等調整額	△988,521	△971,095
当期純利益		1,440,766

株主資本等変動計算書
(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
当期首残高	26,348,152	34,296,361	7,957,550	42,253,912	△51,880,788	△51,880,788
当期変動額						
新株の発行	636,581	636,581		636,581		
新株予約権の行使	58,889	58,889		58,889		
準備金から剰余金への振替		△34,296,361	34,296,361	－		
欠損填補			△42,253,912	△42,253,912	42,253,912	42,253,912
自己株式の取得						
自己株式の消却			△324	△324		
利益剰余金から資本剰余金への振替			324	324	△324	△324
当期純利益					1,440,766	1,440,766
株主資本以外の項目の当期変動額						
当期変動額合計	695,470	△33,600,890	△7,957,550	△41,558,441	43,694,354	43,694,354
当期末残高	27,043,623	695,470	－	695,470	△8,186,433	△8,186,433

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△324	16,720,951	12,318	34,333	46,651	177,358	16,944,961
当期変動額							
新株の発行		1,273,162					1,273,162
新株予約権の行使		117,779					117,779
準備金から剰余金への振替		—					—
欠損填補		—					—
自己株式の取得	△650	△650					△650
自己株式の消却	324	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
当期純利益		1,440,766					1,440,766
株主資本以外の項目の当期変動額			6,722	△30,011	△23,288	△26,134	△49,422
当期変動額合計	△326	2,831,057	6,722	△30,011	△23,288	△26,134	2,781,635
当期末残高	△650	19,552,009	19,040	4,321	23,362	151,224	19,726,596

個別注記表

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 3～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

株式報酬引当金

役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（５年）で均等償却しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のプラットフォーム事業においては、主にクラウドを利用した会計ソフト等のサービスを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。

(8) ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約

②ヘッジ対象……………外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損（のれんを除く）

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産	3,580,424千円
----------------	-------------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。有形固定資産（主にPC等の工具器具備品）及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

なお、当社の減損判定にあたっては、資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っております。

会計上の見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(2) のれんの評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	242,773千円
-----	-----------

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末におけるのれんは、当事業年度に実施した株式会社YUIの株式取得により発生したものです。

当社は、のれんが帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれんについて、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、資産グループから

得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候は無いものと判断しております。

なお、当社の減損判定にあたっては、資産グルーピング（事業単位）をプラットフォーム事業一体として扱っております。

会計上の見積りは、今後の経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

（3）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 977,698千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は988,521千円です。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業計画により見積もられた将来の課税所得の発生時期及び金額に基づき、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。

当該課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動により、ARR及び売上高の仮定又は予測に変化が生じ、当初予定していた課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

預託金	957,968千円
-----	-----------

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	5,000,000千円
-------	-------------

また、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく保証金として以下のものを法務局に供託しております。

敷金及び保証金	10,000千円
---------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	36,577千円
--------	----------

短期金銭債務	36,459千円
--------	----------

(3) 当座貸越契約

当社においては、クレジットカード事業等における運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	11,500,000 千円
借入実行残高	9,600,000
差引額	1,900,000

5. 損益計算書に関する注記

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費	4,790,074千円
---------------------	-------------

(2) 関係会社との取引高

営業取引高

営業収入	3,070千円
------	---------

営業費用	279,260千円
------	-----------

営業取引以外の取引高

営業外収益	14,617千円
-------	----------

(3) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損の主な内容は、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められない関係会社株式の帳簿価額を、減額したことによる損失です。

透明書店株式会社 3,256千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 62,551株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

株式報酬費用 233,322千円

減価償却費 903,427

資産除去債務 483,484

税務上の繰越欠損金 9,932,900

投資有価証券評価損 58,985

関係会社株式評価損 33,106

貸倒引当金 41,101

減損損失 964,409

資産調整勘定 176,000

その他 316,604

繰延税金資産小計 13,143,343

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △9,932,900

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △2,221,920

評価性引当額小計 △12,154,821

繰延税金資産合計 988,521

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益 △2,059

その他有価証券評価差額金 △8,764

繰延税金負債合計 △10,823

繰延税金資産（負債）の純額 977,698

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	330円89銭
1株当たり当期純利益	24円48銭

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 8月25日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 有 吉 真 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリー株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

フリー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 有 吉 真 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリー株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月25日

フリー株式会社 監査等委員会

常勤社外監査等委員内 藤 陽 子 ㊞

社外監査等委員 浅 田 慎 二 ㊞

社外監査等委員 平 野 正 雄 ㊞

(注) 常勤監査等委員内藤陽子、監査等委員浅田慎二及び監査等委員平野正雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

スモールビジネスを、
世界の主役に。



free のツバメキャラクター Swee (スイー)

